

国史跡福岡城跡整備基本計画(案)

平成26年6月

福岡市

国史跡福岡城跡整備基本計画

目 次

第1 整備基本計画策定の目的	1
1 沿革	1
2 目的	1
3 福岡市行政計画における本計画の位置づけ	2
4 計画の想定期間	2
5 計画の対象範囲	3
6 策定の体制と経過	3
7 計画の構成	5
第2 福岡城跡の概要と現状	6
1 史跡指定の概要	6
(1) 指定の経緯	6
(2) 指定面積	6
(3) 指定理由	7
(4) 指定範囲と土地所有状況	7
2 福岡城跡の歴史的変遷	8
(1) 古代～中世	8
(2) 近世	8
(3) 近代以降	9
(4) 史跡指定後の福岡城跡	13
3 福岡城跡の現状と価値	15
(1) 歴史的環境	15
(2) 自然的環境	33
(3) 社会的環境	39
(4) 景観	49
(5) 福岡城の価値の整理	56
4 福岡城跡の整備上の課題	57
(1) 本丸・二ノ丸周辺	57
(2) 三ノ丸周辺	57
(3) 門・堀・土塁周辺	58
(4) 鴻臚館跡	59
(5) 福岡城跡エリア全体	59

第3 整備の理念と基本方針	60
1 整備の理念	60
2 基本方針	61
第4 基本計画	62
1 地区区分計画(ゾーニング)	62
2 保存修復計画	64
(1) 基本的な考え方	64
(2) 歴史的建造物	64
(3) 石垣	64
(4) その他の遺構	64
3 復元整備計画	65
(1) 基本的な考え方	65
(2) 地割の表現	65
(3) 歴史的建造物の復元	65
(4) 石垣の復元	68
(5) その他の遺構の復元	69
(6) 庭園の復元	69
4 環境整備計画	71
(1) 動線	71
(2) 修景・植栽	76
(3) ガイダンス施設	82
(4) サイン	88
(5) 便益施設	89
(6) 維持管理施設	91
5 調査研究計画	93
(1) 基本的な考え方	93
(2) 保存状況の把握	93
(3) 発掘調査(考古学的調査)	93
(4) 文献資料等調査	93
(5) その他の調査研究	94
6 周辺地域の環境保全・整備計画	95
(1) 基本的な考え方	95
(2) 取組みの方向性	95
7 公開・活用計画	97
(1) 基本的な考え方	97
(2) 具体的な取組み	97
8 管理・運営計画	100
(1) 基本的な考え方	100
(2) 具体的な取組み	100

1 段階的整備計画	102
(1) 短期	102
(2) 中期	105
(3) 将来像(参考)	109
(4) 年次スケジュール.....	113
2 事業推進のための取組み	114
(1) 全容解明に向けた調査の実施	114
(2) 体制の充実	114
(3) 市民と一体となった整備の推進	114
(4) 関連計画との連携、調整	114

第1 整備基本計画策定の目的

1 沿革

昭和 32 年(1957)の国史跡指定を受けた福岡城跡の保存整備に関しては、史跡地内に所在する歴史的建造物や石垣等の保存修理、諸施設移転事業を推進するとともに、舞鶴公園として整備され、市民の利活用が図られてきた。

昭和 62 年(1987)に平和台野球場内で鴻臚館跡の遺構が発見されたことを受け、福岡市では平成 3 年(1991)、『舞鶴城址将来構想(中間取りまとめ)』(以下「将来構想」という。)を策定し、同構想に基づき平和台野球場や城内町住宅等の移転等を進めてきた。

平成 17 年(2005)、将来構想と整合を図りながら『福岡城跡保存整備基本構想』(以下「基本構想」という。)を策定し、将来の福岡城跡全体の保存整備や管理運営、活用等の基本的な方向性を定めた。

平成 24 年(2012)、史跡と公園の管理が異なる部局で行われていることや、史跡指定地内に裁判所や中学校、個人住宅等が含まれ、管理者が多数にわたることから、『国史跡福岡城跡 保存管理計画』(以下「管理計画」という。)を策定し、福岡城跡を史跡として適切に保存・管理するための共通の方針を定めた。

一方、近年、歴史的遺産を活かした観光、まちづくり、地域振興への期待が高まり、福岡市においても、平成 24 年(2012)12 月策定の『第 9 次福岡市基本計画』で、以下のような施策の方向性を定めた。

- ・市が有する歴史文化資源を市民の財産として保存・整備し、貴重な観光資源として磨き上げること
- ・大濠公園・舞鶴公園の一体的な活用を図り、市民の憩いと集客の拠点づくりを進め、特に舞鶴公園については「鴻臚館跡」、「福岡城跡」の二つの国史跡を活用した整備を進めること

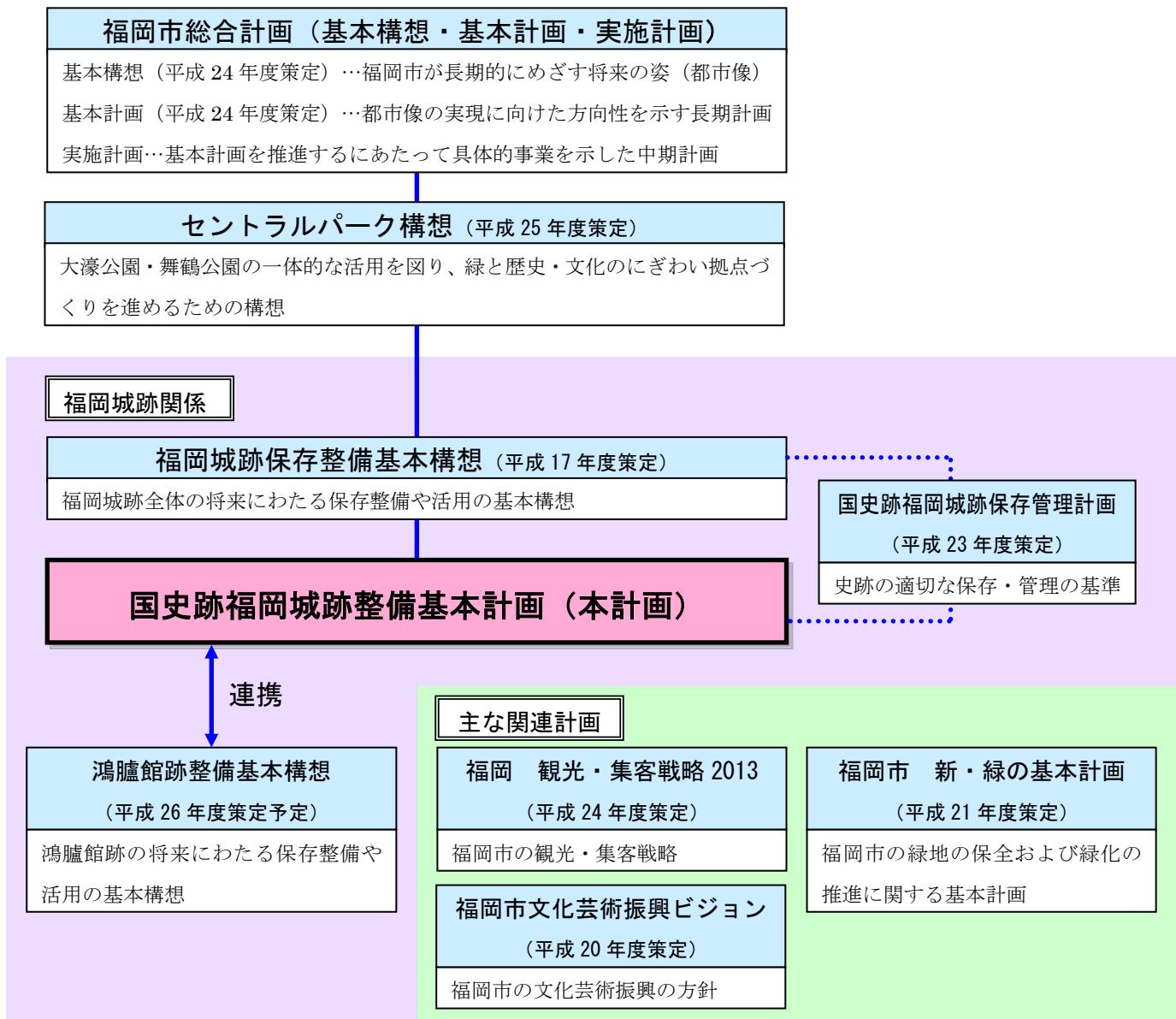
こうした経緯を踏まえ、今後、福岡城跡整備を着実に具体化していくための計画として、『国史跡福岡城跡整備基本計画』を策定することとしたものである。

2 目的

本計画は「基本構想」と「管理計画」の理念と方針を引き継ぎ、「国史跡福岡城跡」を適切に保存し、確実に次世代にその歴史的価値を継承することにより、本市の歴史・文化・まちづくりに資することを目的として、整備・活用を推進するための整備基本計画を策定するものである。

3 福岡市行政計画における本計画の位置づけ

本計画の位置づけは以下のとおりであり、各計画との整合を十分図りつつ、本計画を策定する。



4 計画の想定期間

計画期間は平成 26 年度(2014)～平成 40 年度(2028)までの 15 年間とする。

平成 41 年度(2029)以降については、社会状況の変化や調査研究の進展、短・中期整備の実施成果を踏まえながら、必要な時期に計画を見直すものとする。

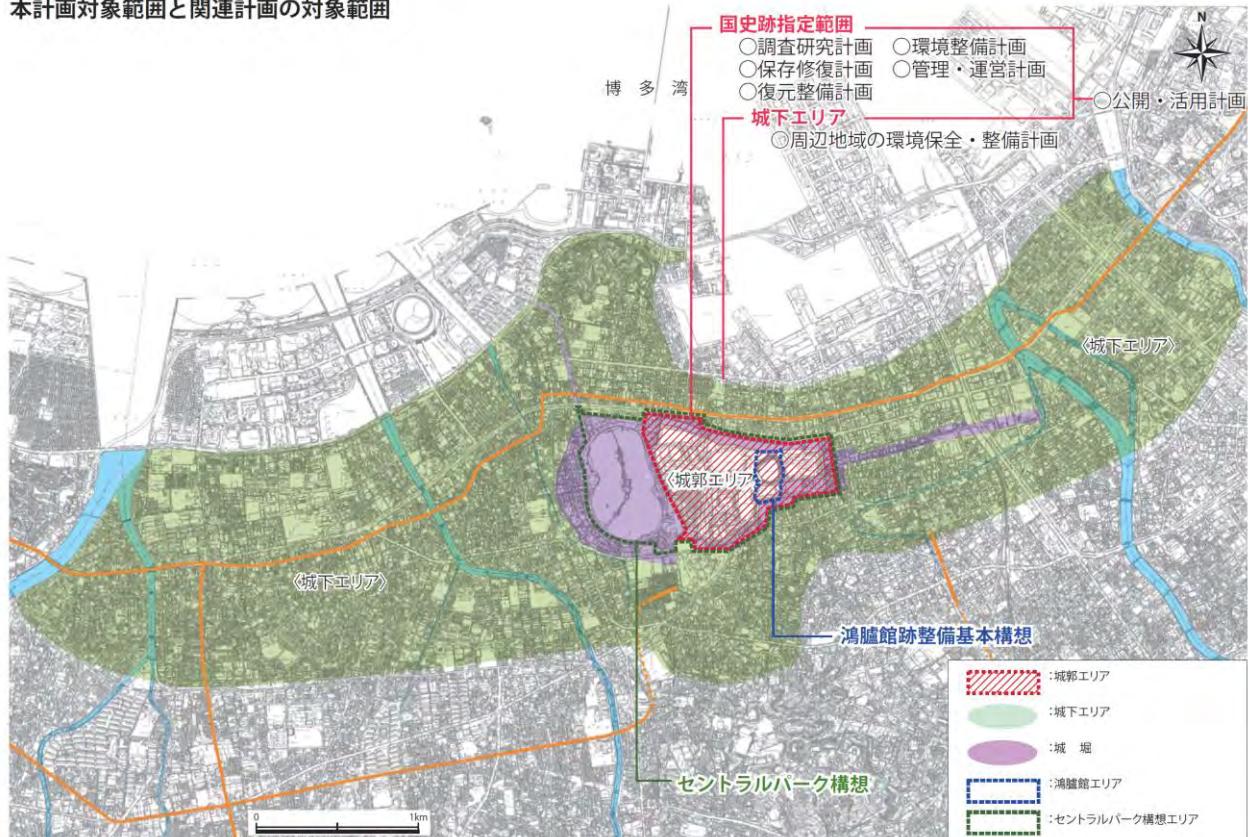
なお、本計画では 5 年後を「短期」、15 年後を「中期」として記載しており、また、参考として最終的に理想的な整備が全て実現する時期（※具体的な年次はなし）を「将来」として記載している。

5 計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、原則として国史跡としての福岡城跡の範囲とする。

ただし、史跡の保存、あるいは景観保護のための史跡周辺の環境整備については、基本構想で示した福岡城の城下エリアの範囲を対象とし、その内容については「第4 基本計画」の「6 周辺地域の環境保全・整備計画」で述べる。

本計画対象範囲と関連計画の対象範囲



6 策定の体制と経過

適正な基本計画策定のため、国史学、考古学、造園学、建築学および土木工学の分野の学識経験者、市民代表並びに行政の代表者からなる「福岡城跡整備基本計画検討委員会」を設置し、その指導・助言を受けながら策定した。

また、福岡城跡は国指定史跡であるとともに、その約9割が都市公園法による総合公園となっていること、また観光との連携の必要性から、関係機関と十分な協力体制をとった。

この基本計画の策定の手順および「福岡城跡整備基本計画検討委員会」の議事等については、次頁に示すとおりである。

【福岡城跡整備基本計画検討委員会】

○議事等

回	開催日時	場所	議事等
第1回	平成24年8月30日 13:00~15:30	福岡市赤煉瓦文化館 会議室3	①委員長・副委員長の選任について ②福岡城跡整備基本計画（案）について
第2回	平成24年12月26日 13:00~16:30	福岡市役所 15階講堂	
第3回	平成25年7月5日 13:30~17:00	福岡市役所 15階講堂	①福岡城跡整備基本計画（案）について
第4回	平成25年11月26日 13:30~16:45	市民福祉プラザ 501研修室	
第5回	平成26年3月13日 10:00~12:00	福岡市役所 15階講堂	①パブリックコメント等を踏まえた福岡城跡整備基本計画（案）の修正について

○構成

<委員>

役職	氏名	専門等	所属・役職等
委員長	丸山 雍成	国史学	九州大学 名誉教授
副委員長	西 和夫	建築学	神奈川大学 名誉教授
	杉本 正美	造園学	九州芸術工科大学 名誉教授
	高瀬 哲郎	考古学	元・佐賀県立名護屋城博物館 学芸課長
	西谷 正	考古学	海の道むなかた館 館長
	服部 英雄	国史学	九州大学大学院 比較社会文化学府長
	林 重徳	土木工学	佐賀大学 名誉教授
	岡部 定一郎	市民代表	NPO鴻臚館・福岡城歴史・観光・市民の会事務局長
	角銅 久美子	市民代表	一級建築士
	千 相哲	市民代表	九州産業大学 商学部長
	中嶋 槟吉	市民代表	赤坂校区自治連合会 会長
	合野 弘一	行政	福岡市経済観光文化局 理事
	伊藤 直	行政	福岡市住宅都市局 理事

(敬称略、順不同)

<国・福岡県>

国：山下 信一郎（文化庁文化財部記念物課（史跡部門））

内田 和伸（文化庁文化財部記念物課（整備部門））

中井 將胤（文化庁文化財部記念物課（整備部門））

福岡県：田上 稔（福岡県教育庁総務部文化財保護課）

入佐 友一郎（福岡県教育庁総務部文化財保護課）

<福岡市>

事務局：経済観光文化局文化財部大規模史跡整備推進課

7 計画の構成

本計画の構成を以下に示す。



図1-2:計画の構成フロー図

第2 福岡城跡の概要と現状

1 史跡指定の概要

福岡城跡は、昭和32年(1957)8月29日に国史跡指定を受けている。指定の経緯は以下のとおりである。

(1) 指定の経緯

① 仮指定

官報告示 昭和27年(1952)4月30日官報第7592号

県公報 昭和27年(1952)3月29日福岡県教育委員会告示第11号

② 指定

官報告示 昭和32年(1957)8月29日文化財保護委員会告示第62号

指定面積 477,312.90 m²

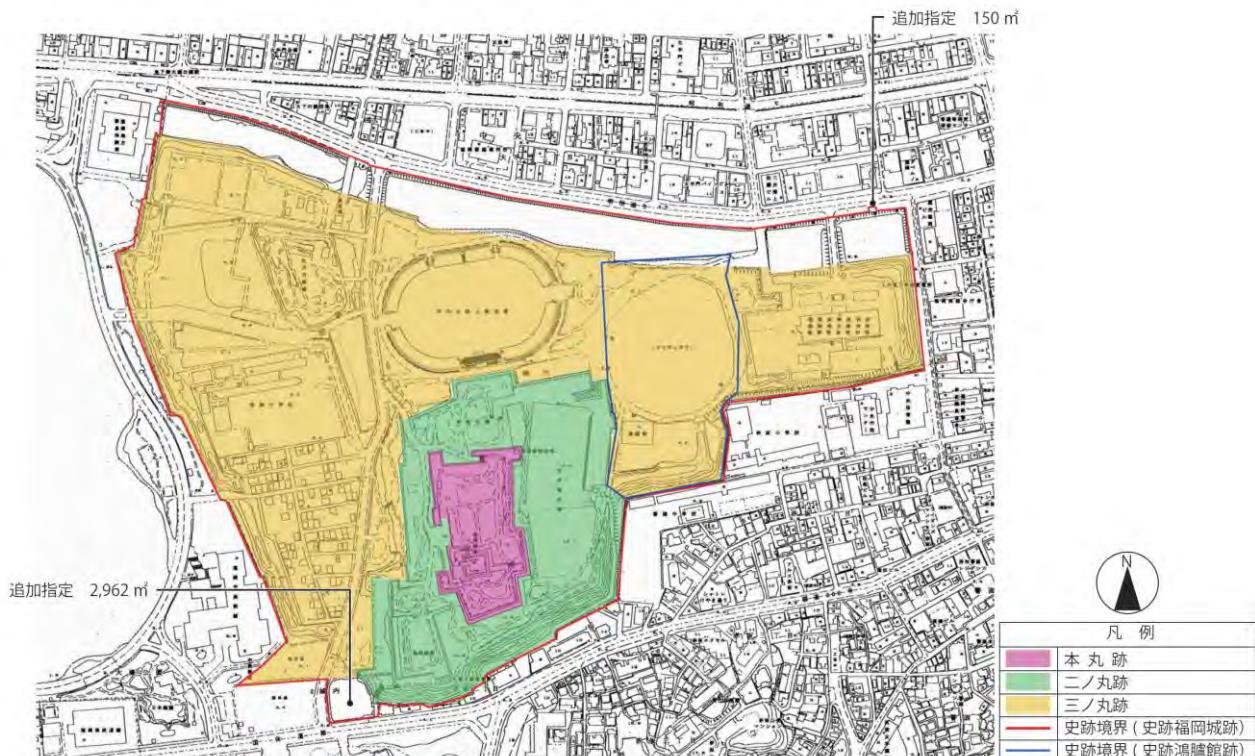
③ 追加指定

官報告示 昭和57年(1982)10月14日文部省告示第146号

指定面積 3,112 m² (内堀石垣公開施設 150 m²、6号濠 2,962 m²)

(2) 指定面積

480,424.90 m²



※参考「史跡鴻臚館跡」

指定日	平成16(2004)年9月30日
指定面積	48,027.0 m ²

図2-1: 指定と追加指定の範囲図 (出典:『国史跡福岡城跡 保存管理計画』)

(3) 指定理由

福岡城跡の国史跡指定は、次の事項が該当することによる。

「特別史跡名勝天然記念物および史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26（1951）年5月10日文化財保護委員会告示第2号）」に述べる「史跡 左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、且つ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの。」のうち「二都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡」であることによる。

さらに、福岡城跡指定時の説明には、次のような内容が示されている。「慶長6（1601）年、黒田長政が福崎の地に築成、改めて福岡と号した。城主黒田氏は、以後歴代相継ぎ、明治維新に至った。城は低い独立の丘陵に拠り、その裾をとり入れ、西南海につづく大堀を天然の要害として築かれたもので、北面を大手とする。丘陵の頂部に本丸を置き、天守台を設け、本丸東に一段低く、東丸・二ノ丸・水の手を配し、さらに一段低く西に三ノ丸、南に南丸、北に北丸を設けた。建物としては、多聞櫓・角櫓が遺存する。」

(4) 指定範囲と土地所有状況

福岡城跡の国史跡指定の範囲は、図2-1に示すとおりで、指定面積は480,424.90m²である。土地所有状況については、図2-2に示すとおりで、財務省、福岡市、福岡県・福岡市共有および最高裁判所が所有している。

現在の地番では、福岡市中央区城内1-1~205、5-2・7・9・12、18-2~6、および中央区赤坂1丁目1001にあたる。

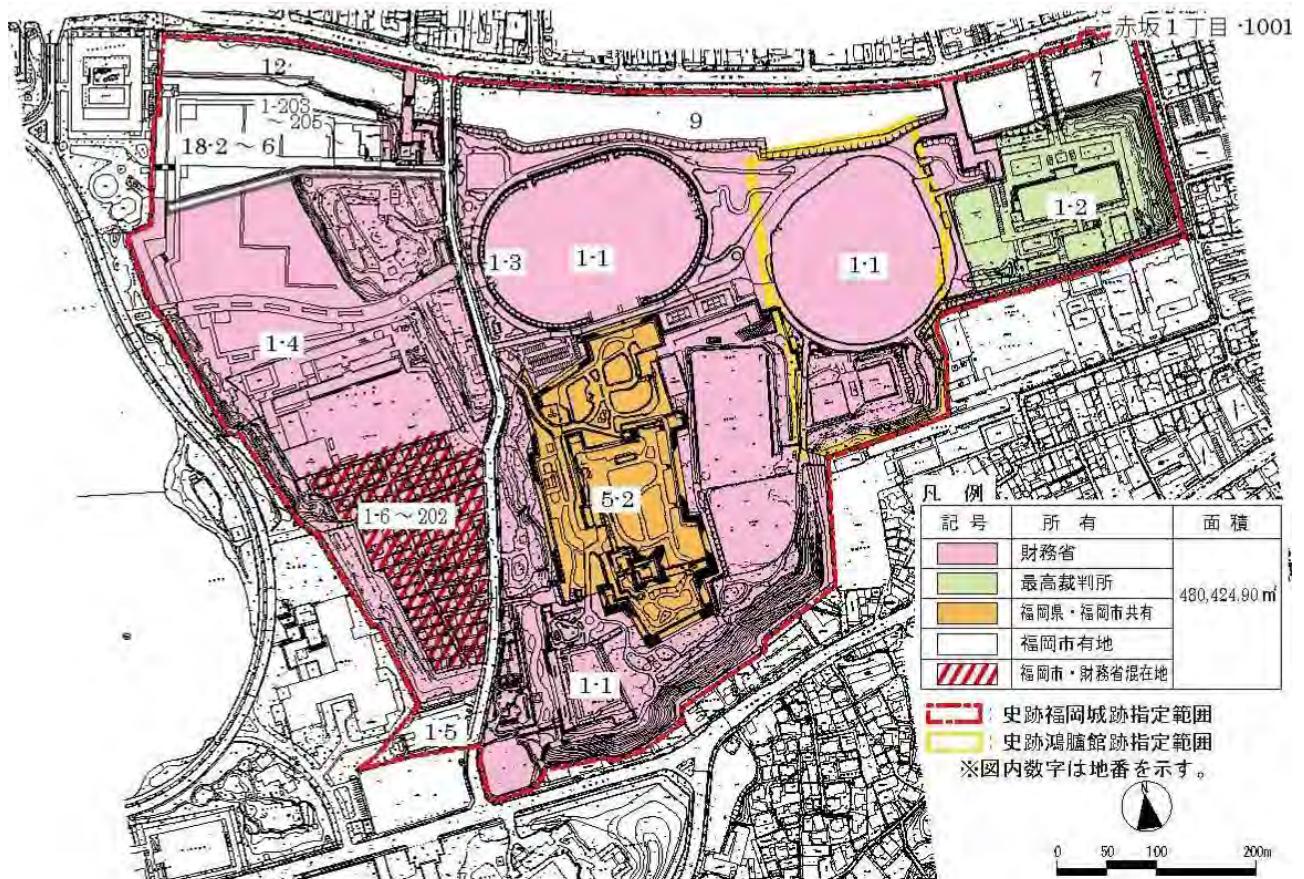


図2-2:指定地内の土地所有状況（出典:『国史跡福岡城跡 保存管理計画』）

2 福岡城跡の歴史的変遷

福岡城跡および福岡城跡が立地する場所の歴史的変遷は以下のとおりである。

(1) 古代～中世

福岡市域は、古代には東から筑前国糟屋郡、席田郡、那珂郡、早良郡、怡土郡、志摩郡に所属していた。『三国志』『魏書』東夷伝 倭人条等に見られる「奴國」や、『日本書紀』仲哀天皇 8 年正月 21 条にみえる「儺県」等、古くより「な」の音を冠した地名が、福岡市付近につけられたと考えられている。

博多湾には那津・鄭大津と呼ばれる古代の外交の窓口になった港が存在し、福岡市の歴史に大きな影響を与えた。宣化天皇元年(536)5 月に那津官家が現在の博多区比恵遺跡群に置かれたとする説が有力である。また、中央区西公園付近は荒津と呼ばれ、その近くに筑紫館（後の鴻臚館）が置かれて、新羅・唐・宋の公使や商人、遣唐使・遣新羅使等が滞在した。

平安時代後期には、博多の町に外国商人たちが居住し、後に「博多津唐房」と呼ばれるようになる。寛仁 3 年(1019)の刀伊の入寇の際には、怡土郡から志摩郡を経て早良郡・那珂郡、能古島に至るまで掠奪を受けた。

鎌倉時代の初めにも、博多や今津は引き続き日宋貿易の拠点として栄えたが、二度にわたる蒙古軍の襲来（文永の役・弘安の役）で、博多湾岸が合戦の舞台になっている。

この時に築造された石築地の一部が、元寇防壁として国史跡指定を受け、西区今津・今宿・生の松原等に残る。この後、博多に鎮西談義所（後の鎮西探題）が設置され、九州統治の役割を担った。これにより異国防御の体制が整ったとされる。

(2) 近世

天正 15 年(1587)、豊臣秀吉による九州平定後筑前国には小早川隆景が入国し、博多湾東部に名島城を築城するが、慶長 5 年(1600)の関ヶ原の戦後、小早川秀秋の移封に伴い、豊前国中津の黒田長政が筑前国 15 郡、50 万余石（後には 52 万余石）を徳川氏から与えられ、福岡藩初代藩主(1600～1623)となった。長政は当初名島城に入城するが、新たに那珂郡警固村福崎の地に城郭を築くこととし、慶長 6 年(1601)築城に着手した。新城は、長政自らが設計し、野口佐助一成を普請奉行に命じた。また、城名は黒田氏の故地、備前国邑久郡福岡からとつて福岡城とした。

築城は慶長 12 年(1607)まで 7 年を要したといわれる。城郭の形式は梯郭式の平山城で、西日本有数の規模を有する。外郭の南側は赤坂山から伸びる丘陵を切断して堀を設け、北側は潟を埋め立て城下町を形成した。また、城の西側は大きく湾入する草ヶ江の入り江を利用して大堀を造り、東側は那珂川に通じる中堀（紺屋町堀）、そして佐賀藩鍋島氏の助力により掘削された肥前堀を連結した。

城内は天守台を中心とした本丸、二ノ丸、三ノ丸に分かれ、江戸時代後期には潮見櫓、花見櫓をはじめとする 47 以上を数える櫓が配置され、本丸には本丸御殿を、二ノ丸には二ノ丸御館、南丸を配する。三ノ丸の北面には有力家臣の屋敷が整然と並び、また、下之橋御門の南側には、黒田孝高（如水）（慶長 9 年(1604)没）の隠居所である御鷹屋敷が構えられていた。城下町に面した堀には上之橋・下之橋、南西搦手側には追廻橋を設け、城外への通路とした。

城内の様々な構築物は、朽損や火災による焼失、大風による転倒その他の理由によってしばしば建替えが行われた。特に 3 代藩主光之(1654～1688)の時代には、三ノ丸の御下屋敷が寛文 11 年

(1671)に北側に場所を移し建替えられ、以後、藩主の館および藩政の中心となった。その後、下屋敷は宝暦 13 年(1763)に焼失し、翌年規模を縮小し再建された。さらに、7 代藩主治之(1769~1781)を江戸から迎えるため、明和 6 年(1769)に新たに造作された。これらが築城後の最も大きな作事であったと思われる。

城下町には、城内に面した堀端に上中級家臣の侍屋敷が、その北側に建築・武具関係の職人や生活物資を扱う商人が居住した町屋が並んだ。追廻しから赤坂には、下級武士の屋敷が置かれ、さらに南東郭外の春吉町や西郭外の地行町は足軽町となった。北側の海岸部や東側の那珂川沿い、西側の樋井川沿い等には、寺院が多く配置され、城下の随所に見られる鉤形や丁字路とともに防御的性格をもたせた。

また、家臣団は黒田氏の入封に従って、商工業者とともに福岡に移住して來たものと考えられ、分限帳の元禄 3 年(1690)改めでは、福岡の家数 1,525 軒、人数 15,009 人（男 8,416 人・女 6,593 人）とある。家臣は約 530 人を数え、文化 3 年(1806)改めでは福岡の士官屋敷 838 軒、下屋敷 24 軒、町屋 1,629 軒、74,770 人余となっている。ちなみに、元禄 3 年(1690)の博多町の家数は 3,118 軒、人数 19,468 人（男 11,138 人・女 8,330 人）であった。

以後、福岡城は福岡藩の藩庁として機能する。その城域は福岡城下および博多と、その周辺の村々、博多湾沿岸の浦から構成された。幕命で寛永 18 年(1641)以来、佐賀藩と隔年交代で行った長崎警備は恒常的な財政負担を強いたが、文化元年(1804)のロシア使節レザノフの長崎来航、同 5 年のフェートン号事件ではその対応に追われ、藩財政も急速に悪化した。

幕末期の 11 代藩主長溥(1834~1869)は、開港論を唱え、洋学の導入も積極的に進めた。政治的には朝幕関係の周旋に努めたが、幕府の嫌疑を恐れ、尊攘派を弾圧、一掃したため、幕末・明治維新の政局の対応に遅れをとる結果ともなった。この間、須崎浜をはじめ博多湾沿岸に台場が築造され、その一部が現在も残る。

(3) 近代以降

明治 4 年(1871)、廢藩置県で福岡藩は福岡県となり、三ノ丸の御下屋敷は福岡県庁として使用されたが、同 9 年(1876)県庁の天神町への移転に伴い解体された。同 5 年(1872)城内は陸軍省の管轄となり、翌年起こった筑前竹槍一揆を契機に同 7 年(1874)歩兵第 11 大隊が分遣され、同 9 年(1876)歩兵第 14 聯隊第 3 大隊が管内分営所として設置されて以来、昭和 20 年(1945)の終戦まで陸軍が駐屯した。

この間、城内の建物は腐朽著しいものは解体され、兵舎の修繕材料に充てられたり、旧藩主黒田家や同家菩提寺に払い下げたりされ、その多くが失われた。

肥前堀は、県庁の天神町移転以後その東端部分が埋め立てられ、残りの部分は明治 43 年(1910)に開催された第 13 回九州沖縄 8 県連合共進会会場地とするために埋め立てられた。中堀は、大正 12 年(1923)から大正 14 年(1925)の間に埋め立てられている。大堀は、昭和 2 年(1927)開催の東亜勵業大博覧会会場地として一部が埋め立てられ、博覧会終了後の昭和 4 年(1929)に県営大濠公園となった。また、桝形門以南の那珂川西岸石垣は明治 8 年(1875)に撤去、同以北の石垣と桝形門は明治 22 年(1889)に撤去された。

戦後、福岡城跡は米軍の駐屯するところとなるが、引き揚げ者住宅（城内町住宅）が昭和 21 年(1946)に設置され、昭和 22(1947)年には市民運動場として初めて市民に開放された。翌 23 年(1948)、第 3 回国民体育大会の主会場として、平和台陸上競技場、舞鶴球技場（現サッカー・ラグビー場）

が整備され、同年 11 月 29 日に総合公園舞鶴公園として都市計画決定（平成 7 年 1 月 4 日計画変更）された。昭和 25 年（1950）に平和台野球場、その後学校、国立中央病院、福岡高等裁判所等が設置されている。

昭和 32 年（1957）8 月 29 日、福岡城跡は国史跡に指定（477,312.90 m²）され、同 57 年（1982）10 月 14 日には追加指定（3,112 m²）を受けた。現在、その大半は舞鶴公園（42.4ha）の区域と重複している。同 62 年（1987）年には、平和台野球場の改修工事に伴い、鴻臚館跡の遺構が発見され、平成 16 年（2004）に鴻臚館跡が国史跡として福岡城跡指定地内に二重指定（48,027.0 m²）された。

また、福岡城の西側城堀跡である大濠公園は、平成 19 年（2007）2 月 6 日に登録記念物（名勝地）として登録された。

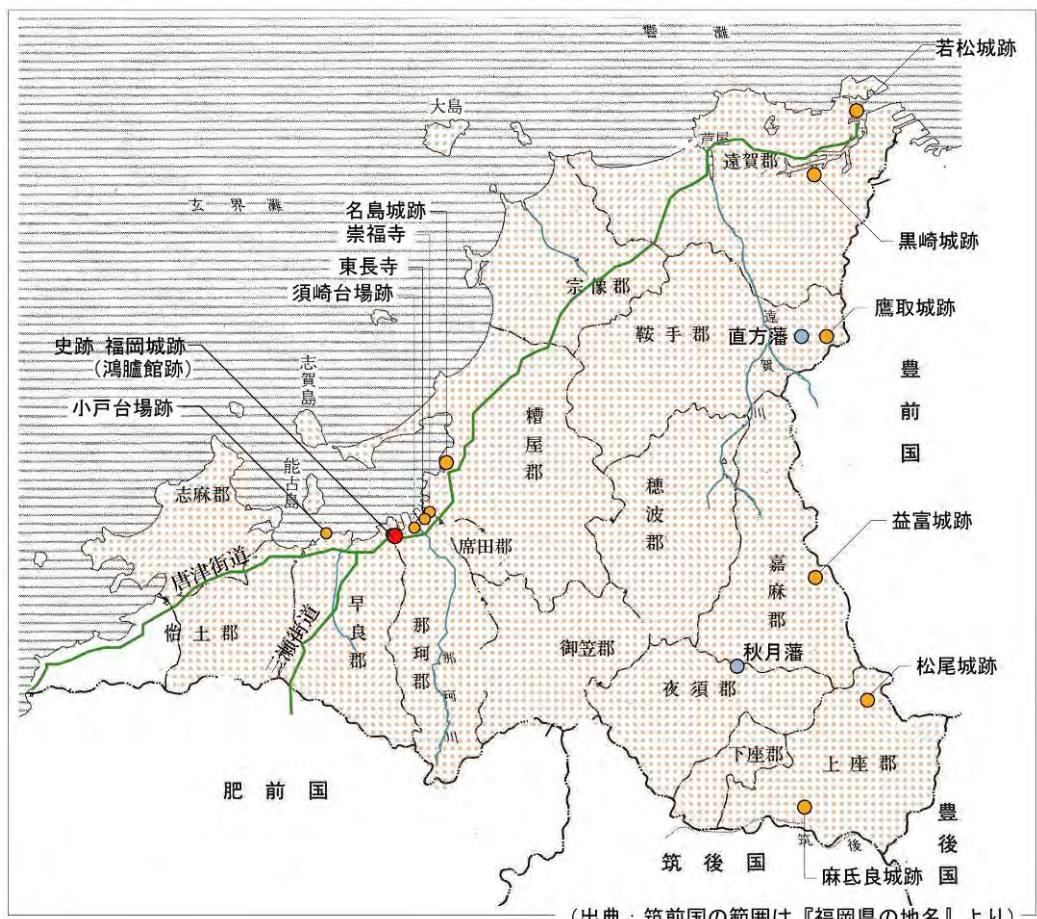


図2-3:福岡藩領地図(慶長年間)（出典:『国史跡福岡城跡 保存管理計画』）



図2-4:福岡城域の範囲図（出典:『福岡城跡保存整備基本構想』）



図2-5:福岡城下図（出典:『福岡御城下絵図』(元禄年間(1688~1704)福岡県立図書館蔵)）

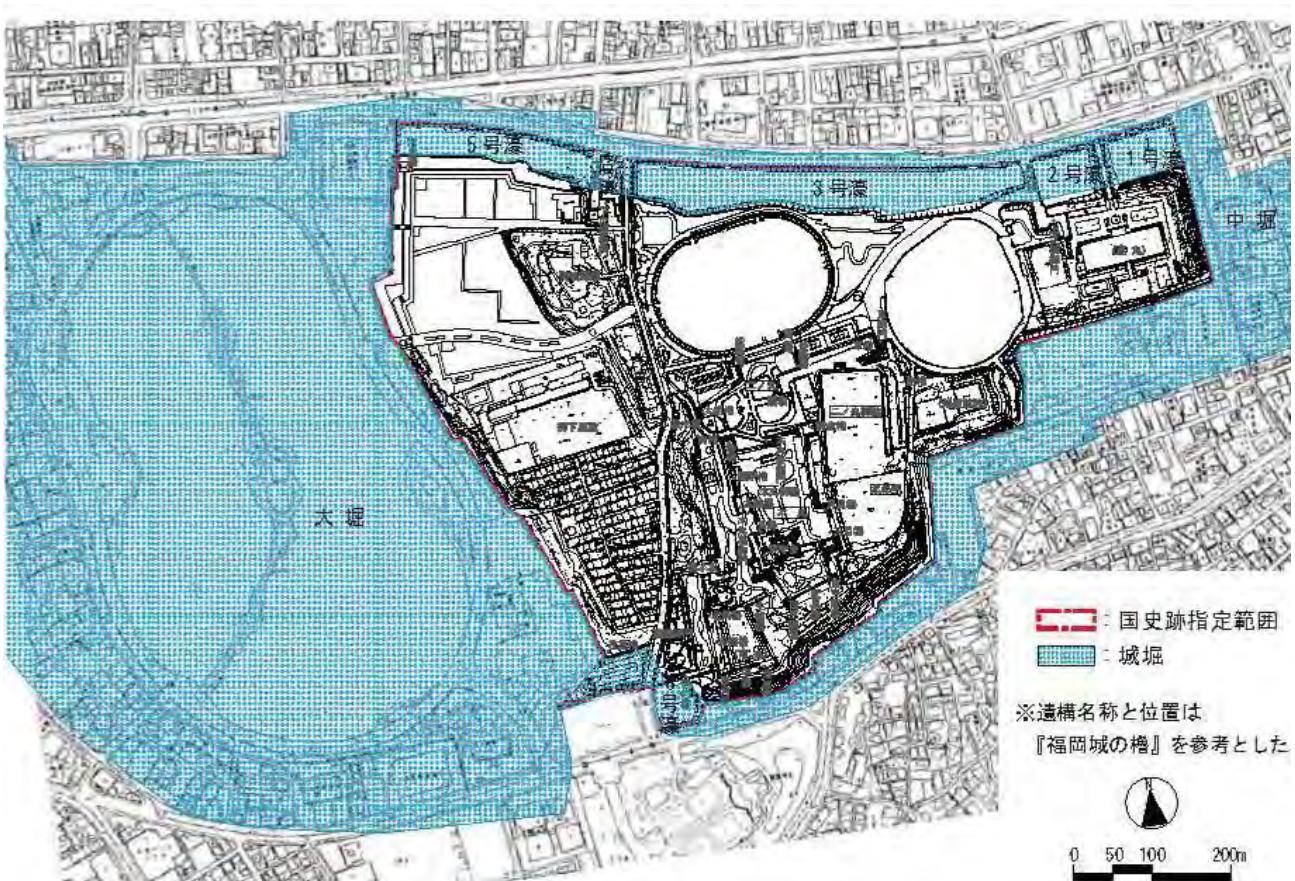


図2-6:福岡城跡の主要遺構位置図（出典:『国史跡福岡城跡 保存管理計画』）

(4) 史跡指定後の福岡城跡

福岡城内の諸施設の移転経緯については表 2-1 に示したとおりであるが、昭和 32 年(1957)の史跡指定後も、三ノ丸の博多工業高校跡地に舞鶴中学校が設置（昭和 35 年）され、本丸にあった国立病院が三ノ丸の米軍病院跡地に移る（昭和 38 年）が、以降は施設の城外移転は進んでいない。三ノ丸にあった北九州財務局や福岡国税局、また昭和 45 年(1970)に南丸の多聞櫓を使用していた西日本短期大学が移転した後、多聞櫓が重要文化財として国指定され、この前後によく施設の城外移転が本格化する。主な施設では、昭和 50 年(1975)に福岡大学（～51 年）と九州英数学館が移転、平成 3 年(1991)策定の『舞鶴城址将来構想（中間とりまとめ）』に基づき、平成 10 年(1998)には平和台野球場が取り壊され、平成 14 年(2002)に公園整備事業に伴い国立福岡中央病院および自衛隊福岡地方連絡部が移転している。城内町住宅についても、公園整備事業により用地取得・移転を進めており、平成 23 年(2013)12 月現在、全体の約 7 割が移転を完了している。

表2-1:諸施設の移転経緯

郭	藩政時代	利用の変遷			整備		土地所有	管理者
		指定当時 (昭和 32 年 8 月 29 日)	途中	現状 (平成 23 年 3 月末)	年度	面積		
三ノ丸	御下屋敷・家老屋敷・馬場	米軍 118 病院跡	国立福岡中央病院 (昭和 38 年本丸より移転 1.83ha) 自衛隊福岡地方連絡部 (昭和 32 年 026ha)	西側広場	平成 14 年	1.83ha	福岡市	福岡市 (600 m ²)
						0.26ha		
		北九州財務局 福岡国税局	公園園地	西側広場	昭和 44 年 ～	—	財務省	福岡市
		博多工業高校				2.14ha		
		城内町住宅(196 戸) (昭和 21 年)	— 未取得	舞鶴中学校(昭和 35 年移転) 市所有 137 59(H23 年 12 月現在)	—	2.64ha	財務省 個人 福岡市	福岡市
		福岡大学(体育館)				昭和 55 年		
	御鷹屋敷	福岡大学(校舎)	—	ボタン・シャクヤク園	昭和 55 年	約 5,000 m ²	財務省	福岡市
	家老屋敷	平和台運動場	—	平和台陸上競技場 (昭和 23 年)	—	約 17,000 m ²		
		平和台野球場	—	鴻臚館跡(発掘中)	—	約 21,200 m ²	財務省	福岡市
		拳斗場		鴻臚館跡暫定整備地	平成 22 年			
(東ノ丸)	家老屋敷	バレー・テニスコート 公園・園地	鴻臚館跡(「鴻臚館跡展示館」)	平成 7 年	約 7,000 m ²	財務省	福岡市	福岡市
	東ノ丸 家老屋敷	弓道場(昭和 62 年)	テニスコート	平成 5 年	—	財務省	福岡市	福岡市
		福岡高等裁判所 (昭和 43 年)	—	—	—	3.09ha	最高裁判所	福岡高等裁判所
	追廻橋御門付近	溜池	6 号濠	平成 8 年	幅員 15m 延長 750m	福岡市	福岡市	福岡市
		国家公務員宿舎	ショウブ園	昭和 56 年				
		川島女子学園	九州英数学館	ツツジ園	昭和 53 年			
		都市計画道路 舞鶴公園線(昭和 24 年計画決定、供用済)	—	—				
南ノ丸	福岡大学運動場	—	樹林地・駐車場	—	—	—	財務省	福岡市
	戦災復興会	西日本短期大学	多聞櫓	昭和 53 年	—	—	財務省	福岡市
御館水の手	ラグビー場(スタンドとも) (昭和 23 年)	—	舞鶴球技場(サッカー、ラグビー 一場)	—	1.49ha	財務省	福岡市	福岡市
	舞鶴野球場 (昭和 25 年)	—	—	—	0.67ha	財務省		
本丸	国立病院(前身は昭和 20 年軽重病院)	昭和 38 年三ノ丸西側 に移転	サクラ園	—	—	福岡県 福岡市	福岡市	福岡市
	—	—	展望台	昭和 40 年 代前半	—	福岡県 福岡市	福岡市	福岡市

(出典:『国史跡福岡城跡 保存管理計画』)

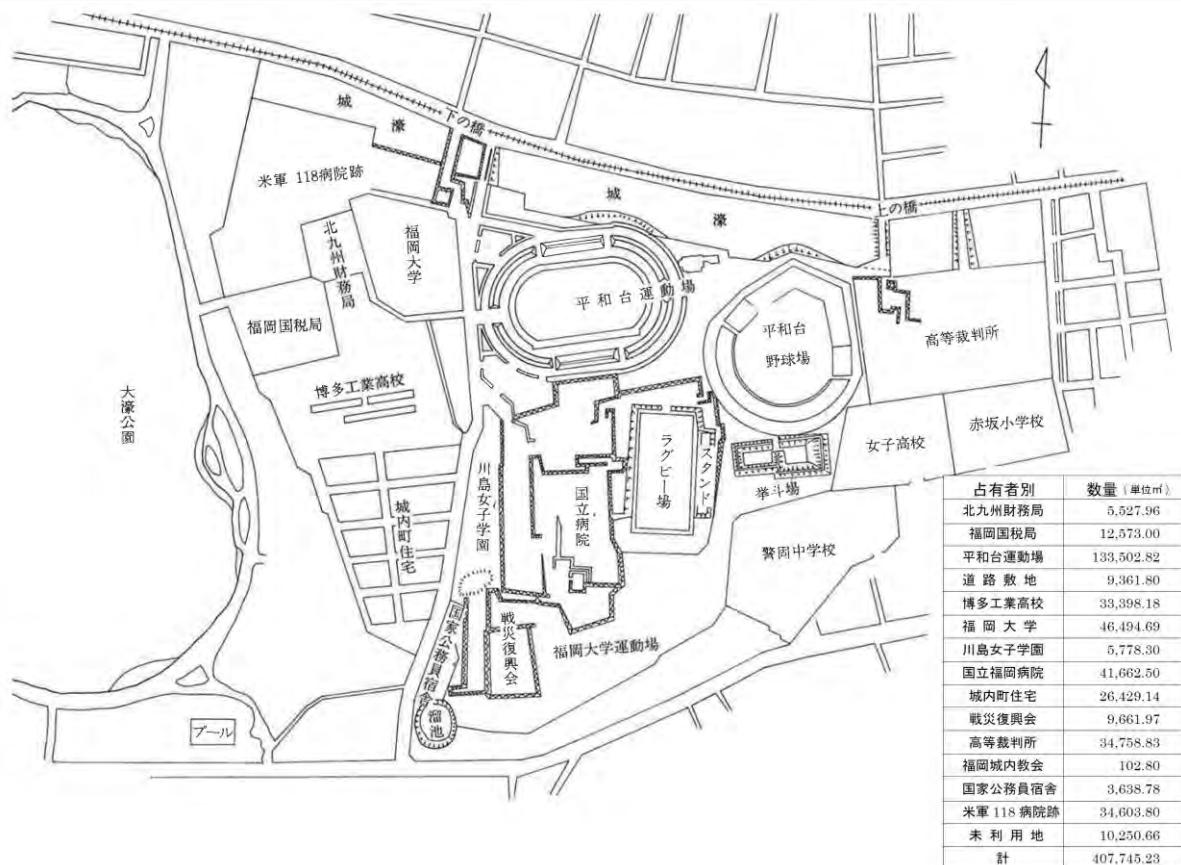


図2-7:国指定当時(昭和32年頃)の福岡城跡 (出典:『史跡福岡城跡環境整備報告書』)

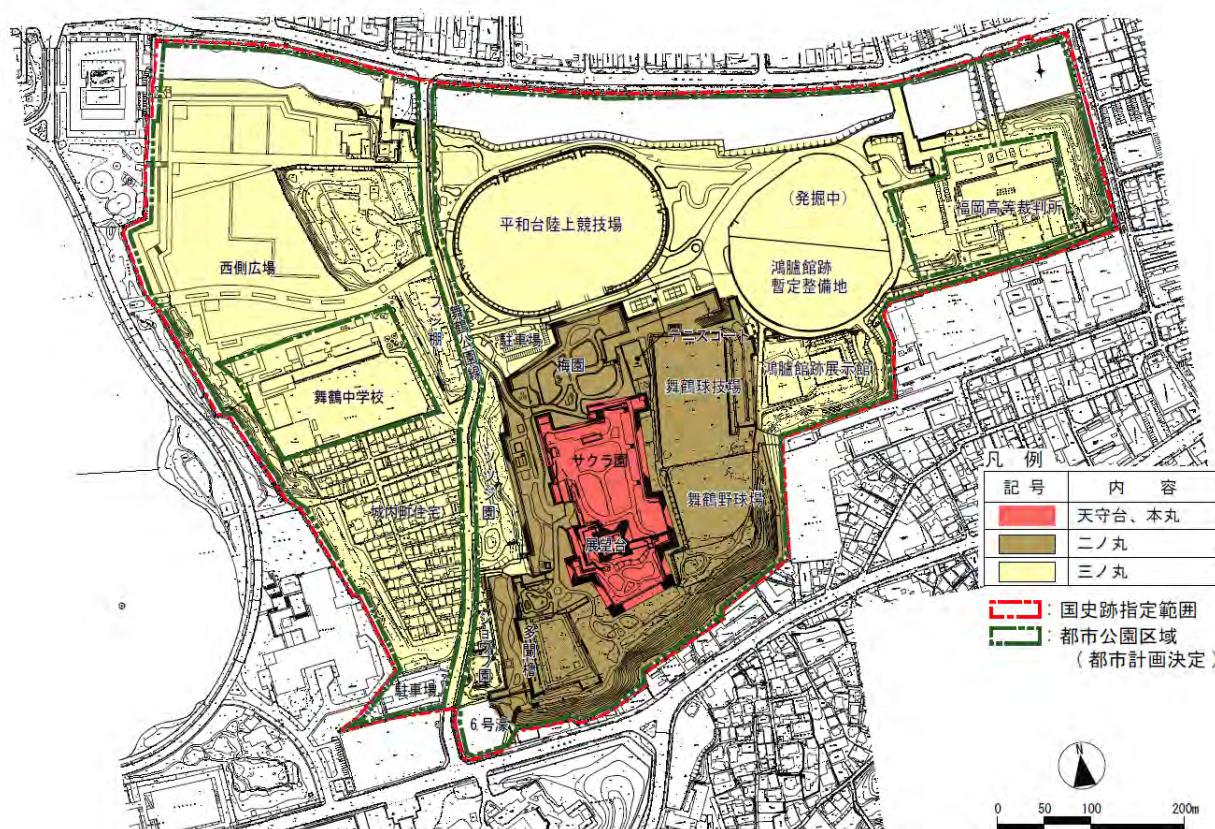


図2-8:現在の福岡城跡 (出典:『国史跡福岡城跡 保存管理計画』)

3 福岡城跡の現状と価値

(1) 歴史的環境

① 発掘調査の状況

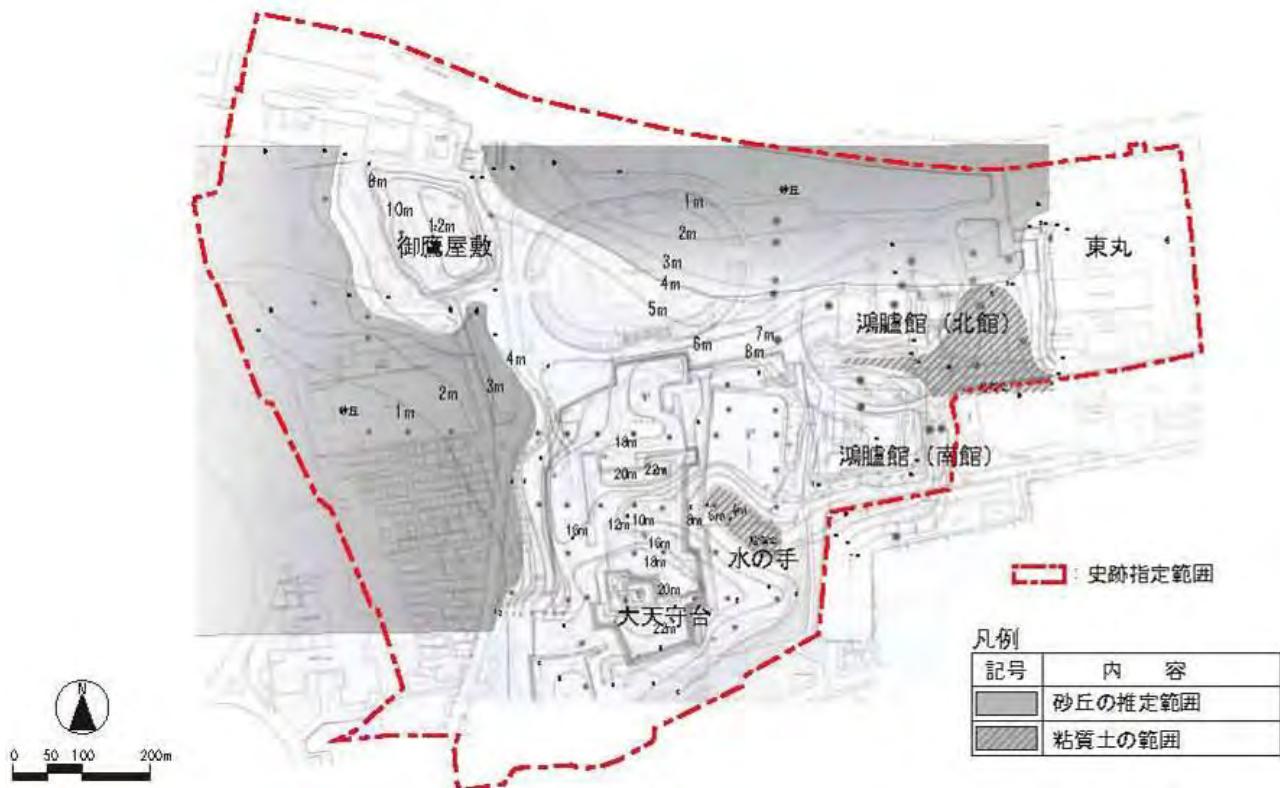
福岡城跡の発掘調査は、昭和26年(1951)に行われた九州文化総合研究所による三ノ丸の鴻臚館跡に関する調査を嚆矢とし、昭和62年(1987)の鴻臚館跡遺構発見のあと急増している。ここでは、福岡城築城前の状況と、福岡城跡の調査との2項目に分けて、発掘調査の概要を述べる。

ア 福岡城築城前の状況

福岡城跡は、福岡市のはぼ中央部にあり、南方の大休山（現動植物園）から博多湾の海岸線の中央部に向かって突き出した丘陵上に位置する。この丘陵は、貝原益軒が残した『筑前国続風土記』によれば、かつて「福崎」と呼ばれていた。

この福崎丘陵における人間の活動の痕跡は、縄文時代にさかのぼり、かつて大濠公園で縄文土器が採集されている。平和台野球場跡では弥生時代後期～古墳時代前期の土器が出土しているが、遺構は未確認である。古墳時代前～中期になると副葬品や埴輪をもつ古墳（前方後円墳か）、後期の円墳群が営まれたとみられ、天守台ではかつて箱式石棺が見つかり、三ノ丸の鴻臚館跡の発掘調査でも後期古墳1基を確認したほか、赤色に塗られた石棺材等が出土している。7世紀後半には、鴻臚館の造営に伴い丘陵が平坦にならされ、古墳群は消滅している。鴻臚館は、東へ伸びる枝丘陵とその間の谷を活かして築造され、以後日本の古代外交施設として機能したが、11世紀半ばには廃絶したとみられる。中世には、15～16世紀を中心とする建物や溝等が鴻臚館の跡地に造られており、かつて板碑が採集されたことや懸仏等の出土遺物、梵鐘鑄造遺構等から、寺院の存在が推定されている。文永・弘安年間の元寇の際には博多湾岸に石築地（元寇防壁）が築かれたといわれ、福崎一帯にも何らかの防御施設が構築された可能性があるものの、その手がかりは得られていない。

『筑前国続風土記』には福岡城築城前の地形についての記述があり、また、鴻臚館跡の範囲確認を目的とした三ノ丸における発掘調査や、史跡地内のほぼ全域で実施したボーリング調査によって、以下のような旧地形を推定することができる。すなわち、南の鴻巣山～大休山から博多湾に伸びる丘陵の先端部が福岡城の立地する「福崎」であり、堀切りで丘陵を断ち切って城郭の基礎を造った。この丘陵は北西方向に伸びており、天守台と御鷹屋敷の2箇所に頂部があり、御鷹屋敷はかつて本丸よりも高い小山であった。丘陵の西側は草香江と呼ばれる入海で、造成を加えて平地（三ノ丸西側）と大堀（現大濠公園）を造った。対岸（西岸）から荒戸山（現西公園）に砂洲が伸びていたとみられ、荒戸山の直下は水深のある海で、古代から大型船の停泊地になっていた。東側は、天守台～御鷹屋敷に伸びる丘陵から枝別れした2筋の小枝丘が東へと伸びており、古代に鴻臚館が造営された。その東側には谷部を隔てて小丘陵（三ノ丸東側・現高等裁判所）があり、小丘陵の周辺には陸地化して間もない沖積地が広がっていたものと推定される。なお、以上の枝丘陵の北辺には海浜砂丘が形成されており、遠浅の干潟であったのを埋めて城下町とした。一方、枝丘陵の南辺は二ノ丸水の手から本丸中央に向かって深い谷が食い込み、この地形を利用して水の手に池（御花畠）が造られた。



イ 福岡城跡の調査

福岡城跡に関する遺構の調査概要については、地区ごとに述べる。（）は調査次数を示し、図2-10の番号に一致する。

天守台・本丸地区では、祈念櫓(6)・月見櫓(16)・時櫓(18)等で遺構確認調査を行い、櫓台の規模や付属施設の有無等が判明した。また、天守台礎石列の測量等を行っている。公園整備に伴う調査(24)や園路整備に伴うトレンチ調査(64)では、本丸地区の遺構面の深さ等を確認した。

二ノ丸地区では、一部でトレンチ調査(63・64)を行っているが、地下遺構の状況はほとんど不明である。

三ノ丸西郭では、潮見櫓(25・38)・花見櫓(21)の櫓台調査や、下之橋御門復元に伴う調査(55)、鴻臚館跡範囲確認調査(22・28)等を行っている。特に、焼損した下之橋御門の復元整備を目的とする調査(55)では、枠形部分において門の下部構造とともに瓦坂等の路面遺構や暗渠について明らかとなり、石垣についても調査を行った。

鷹屋敷跡(4)や西広場の調査(22・28)では、溝・塀石基礎・土坑等を検出したが、戦後の攪乱により屋敷の構成は不明であった。他に、土壘(33・34)や腰巻石垣(11)のトレンチ調査等を行っている。

三ノ丸中央部では、鴻臚館跡範囲確認のための発掘調査が集中している。平和台野球場跡地、および南側緑地・テニスコートの調査において、礎石建物や石組井戸等の武家屋敷遺構や屋敷境の区画溝、城内道路の一部を確認している。建物の礎石は抜かれており、井戸も上部が破壊され埋められていた。区画溝には大量の瓦が含まれており、瓦屋根の板塀による区画が考えられる。東西方向に走る城内道路には南北両側に石組側溝があり、路面には砂を敷いている。側溝内の漆喰片から屋敷地側に漆喰塀を想定できる。他に、屋敷区画内において、掘立柱建物跡、土坑、ゴミ穴、犬の埋葬遺構、便槽、溝、石組護岸をもつ池等を確認している。また、築城時の造成土を

断ち割った結果、鴻臚館廃絶後の地形を利用して一気に埋め立て造成していることや、外周（土塁）側から盛土を運び入れていること等がわかった。この他、土塁についても調査を行い、版築工法を用いていないこと(30)、土塁内部に埋め殺した土留め石垣があること(13)や、17～18世紀にかけて土塁補修が数次にわたって行われた可能性があること(11・31・35)を確認した。土塁盛土が4m以上であること(39)、近代以降に土塁の改変が繰り返された可能性があることもわかった。

三ノ丸東郭（東丸）では、福岡高等裁判所建設に伴う調査(1)や増築に伴う調査(29)を行い、城内道路の一部等を確認している。下之橋御門復元検討のために行った上之橋御門の枠形部分の調査(48)では、下之橋御門とほぼ等しい規模・構造の門であったことを確認し、二層門としての復元整備に資するところが大であった。上之橋御門では、南側石垣についても調査を行っており(56)、石垣内部から古い石垣が出土し、縄張りの変更があったことが判明した。北側石垣については、崩壊のおそれがあることから発掘調査と修復工事に取組んでいる(67)。城堀については、公園整備に伴う調査(11・23・40)により、土塁下部に腰巻石垣が全周することや、要所に石垣を配すること等を確認した。史跡地内の発掘調査によって出土した遺物については、いずれにおいても多量の瓦がある。建造物復元の資料としてのみならず、刻印を有するもの等は生産や供給を探る資料として重要である。その他、史跡指定地外の主な発掘調査としては、内堀外壁や薬院新川石垣を対象とした市営地下鉄建設に伴う調査(2)をはじめとして、同じく内堀外壁(5・37・53)や赤坂門石垣(26)、中堀(36・46)・肥前堀を対象にした民間や公共事業に伴う調査が行われている。

内堀については城絵図との対比によって概略の把握が可能であるが、内堀外壁調査(2)では縄張りの変更（堀幅の変更）があったことがわかつている。赤坂門石垣(26)では内堀が東（中堀方向）へと曲がる石垣出隅が良好に残っており、地下に保存されている。

中堀（紺屋町堀）の調査では、各地点で石垣を確認している。肥前堀（佐賀堀）は犬走りをもつ素掘りの堀であり、門等の要衝に石垣を配する。また、貞岩風化土で一気に埋められた状況が確認されている。若干ではあるが、城絵図とは位置がずれる。

以上述べたように、福岡城跡については、これまで史跡整備や公園整備、あるいは裁判所等の施設整備に伴う発掘調査を行っているが、福岡城跡の全容解明を目的とする計画的な調査は行われてこなかった。上之橋・下之橋の門遺構やいくつかの櫓台の調査も行っているが、調査地点が偏っており、本丸や二ノ丸の遺構の残存状況についてはほとんどが不明である。今後、整備計画に合わせながら、計画的な発掘調査を実施していく必要がある。

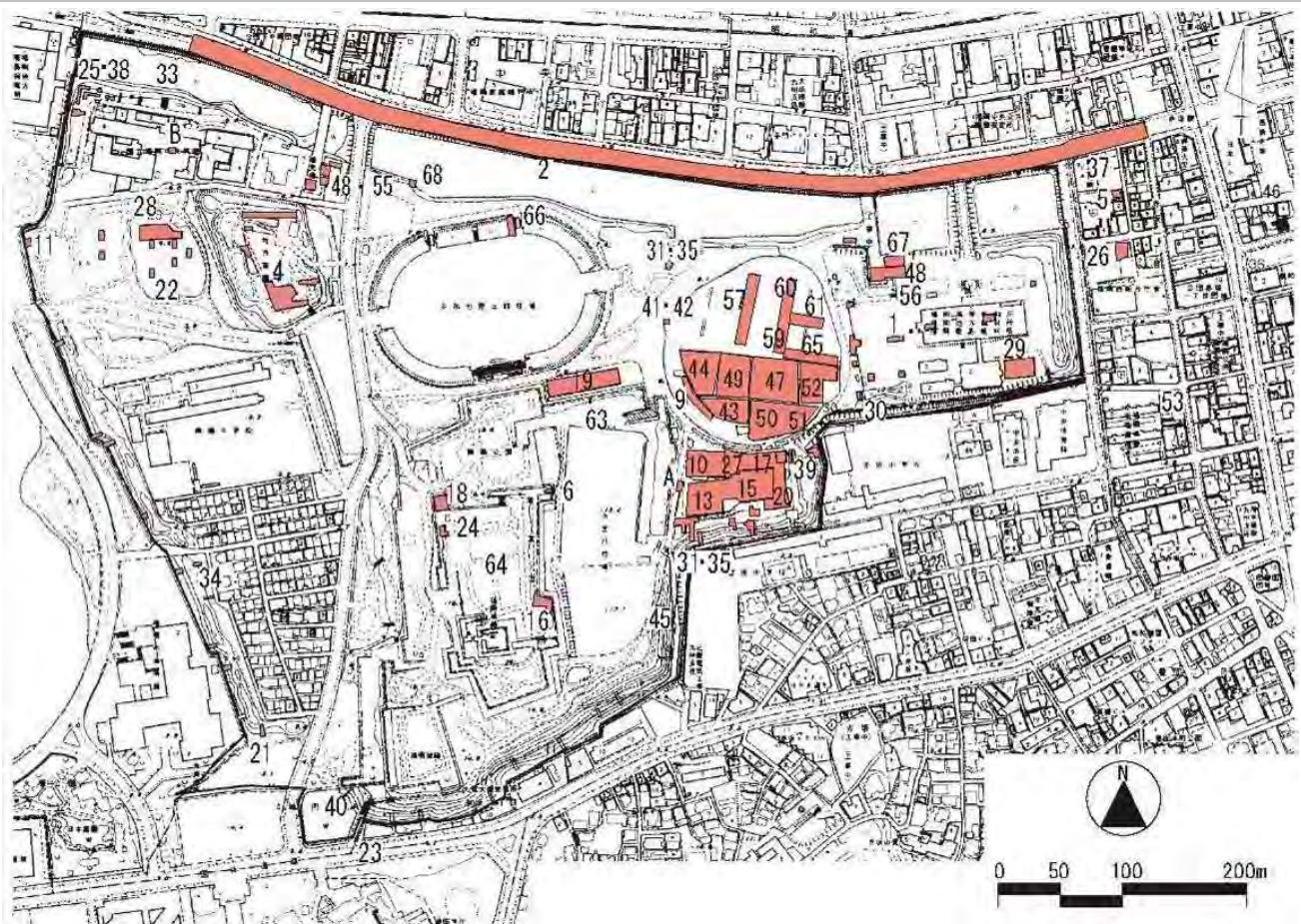


図2-10:福岡城跡発掘調査地点位置図（出典:『国史跡福岡城跡 保存管理計画』）

表2-2-1:福岡城跡関係発掘調査一覧(1/2)

(平成25年3月31日現在)

調査番号	調査次数	地区	史跡内外区分	調査原因	調査面積(m ²)	調査期間(西暦の上2桁は省略)	調査主体	鴻臚館跡調査次数
-	A	三ノ丸中央部	史跡内	テニスコート建設		51年8月の3日間	九州文化総合研究所	1次
-	B		史跡内	国病院建設		590626～590702	文部省他	
6301	1	三ノ丸東郭	史跡内	裁判所建設		631007～631105	県教育委員会	2次
7605	2	内堀外壁	史跡外	地下鉄建設	14,900	640327～640331	市教育委員会	
7728	3	薬院新川	史跡外	地下鉄建設	500	761201～771008	市教育委員会	
7948	4	御鷹屋敷跡	史跡内	史跡整備	2,200	780301～780630	市教育委員会	
8134	5	赤坂門北側内堀	史跡外	ビル建設	70	790719～790811	市教育委員会	
8343	6	祈念櫓跡	史跡内	史跡整備	36	820317～820326	市教育委員会	
8449	7	肥前堀東端部	史跡外	県公園建設	580	840201～840612	市教育委員会	
8533	8	肥前堀東部	史跡外	市庁舎建設	150	840601～840612	市教育委員会	
8747	9	三ノ丸中央部	史跡内	野球場改修	650	850700～850800	市教育委員会	3次
8829	10	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	856	871225～880120	市教育委員会	4次
8865	11	西～南縁土塁	史跡内	公園整備	500	880727～881210	市教育委員会	
8840	12	肥前堀東部	史跡外	ビル建設	650	880727～881210	市教育委員会	
8910	13	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	1,200	881107～881126	市教育委員会	5次
8950	14	肥前堀東部	史跡外	市庁舎建設	700	890420～891207	市教育委員会	
9005	15	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	1,300	891011～891021	市教育委員会	6次
9065	16	月見櫓跡	史跡内	確認調査	190	900409～910131	市教育委員会	
9130	17	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	1,000	910301～910331	市教育委員会	7次
9146	18	時櫓跡	史跡内	確認調査	250	910501～920331	市教育委員会	
9218	19	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	1,670	920301～920331	市教育委員会	8次
9236	20	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	430	920615～921030	市教育委員会	9次
9262	21	花見櫓跡	史跡内	確認調査	200	920910～930331	市教育委員会	
9326	22	三ノ丸西郭	史跡内	確認調査	450	930301～930331	市教育委員会	10次
9345	23	追廻門南側	史跡外	公園整備	220	930816～940228	市教育委員会	
9353	24	本丸西縁部	史跡内	公園整備	80	931213～940228	市教育委員会	

表2-2-2:福岡城跡関係発掘調査一覧(2/2)

調査番号	調査次数	地区	史跡内外区分	調査原因	調査面積(m ²)	調査期間(西暦の上2桁は省略)	調査主体	鴻臚館跡調査次数
9363	25	潮見櫓跡	史跡内	史跡整備	65	931211～931221	市教育委員会	
9412	26	赤坂門石垣	史跡外	変電所建設	430	940301～940328	市教育委員会	
9420	27	三ノ丸中央部	史跡内	史跡整備	50	940525～940806	市教育委員会	11次
9432	28	三ノ丸西郭	史跡内	確認調査	850	940606～940731	市教育委員会	11次
9451	29	三ノ丸東郭	史跡内	確認調査	1,024	940801～950320	市教育委員会	
9463	30	三ノ丸東郭土塁	史跡内	確認調査	60	941101～950130	市教育委員会	11次
9537	31	三ノ丸西郭・中央部	史跡内	確認調査	300	950201～950217	市教育委員会	12次
9546	32	中堀	史跡外	共同住宅建設	154	951101～960329	市教育委員会	
9561	33	三ノ丸西北部土塁	史跡内	公園整備	500	951211～960329	市教育委員会	
9617	34	三ノ丸西南部土塁	史跡内	駐車場整備	32	960621～960702	市教育委員会	
9620	35	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	450	960704～961204	市教育委員会	13次
9630	36	中堀	史跡外	共同住宅建設	46	960823～960823	市教育委員会	
9639	37	中堀北岸石垣	史跡外	事務所建設	10	960912～960912	市教育委員会	
9671	38	潮見櫓跡	史跡内	史跡整備	300	970220～970318	市教育委員会	
9736	39	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	204	970818～980131	市教育委員会	14次
9751	40	追廻門南側内堀内壁	史跡内	確認調査	135	971027～971107	市教育委員会	
9807	41	平和台球場解体	史跡内	公園整備	230	980410～980416	市教育委員会	15次
9831	42	平和台球場跡地	史跡内	試掘調査	930	980922～990120	市教育委員会	16次
9910	43	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	3,500	990422～000315	市教育委員会	17次
0008	44	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	1,750	000425～010316	市教育委員会	18次
0060	45	警固中学校脇土塁	史跡内	公園整備	110	010105～010131	市教育委員会	
0064	46	中堀	史跡外	ビル建設	160	010302～010330	市教育委員会	
0109	47	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	2,000	010521～020329	市教育委員会	19次
0129	48	大手門(上・下之橋)	史跡内	確認調査	545	011002～020329	市教育委員会	
0218	49	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	1,200	020513～030331	市教育委員会	20次
0309	50	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	2,425	030506～040331	市教育委員会	21次
0415	51	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	2,110	040401～050331	市教育委員会	22次
0502	52	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	2,110	050404～060331	市教育委員会	23次
0503	53	内堀	史跡外	共同住宅建設	156	050404～050520	市教育委員会	
0514	54	肥前堀	史跡外	ビル建設	288	050425～050526	市教育委員会	
0554	55	下之橋御門	史跡内	石垣修復	70	051115～060303	市教育委員会	
0615	56	上之橋御門	史跡内	石垣修復	100	060517～070323	市教育委員会	
0617	57	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	820	060701～070330	市教育委員会	24次
0634	58	肥前堀	史跡外	ビル建設	42	060706～060710	市教育委員会	
0706	59	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	504	070401～080307	市教育委員会	25次
0821	60	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	860	080709～090331	市教育委員会	26次
0906	61	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	900	090401～100331	市教育委員会	27次
1013	62	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	970	100602～110331	市教育委員会	28次
1037	63	二ノ丸・三ノ丸	史跡内	確認調査	41	110126～110325	市教育委員会	
1106	64	本丸・二ノ丸	史跡内	確認調査	58	110401～110729	市教育委員会	
1116	65	三ノ丸(平和台野球場跡)	史跡内	確認調査	500	110601～111222	市教育委員会	29次
1122	66	三ノ丸(平和台陸上競技場)	史跡内	暗渠修理	54	110819～111031	市教育委員会	
1137	67	上之橋御門北側石垣	史跡内	石垣修理	242	120116～120331	市教育委員会	
1141	68	3号濠腰巻石垣	史跡内	石垣修理	18	120116～120315	市教育委員会	
1205	69	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	1180	120412～130329	市	30次
1222	70	上之橋御門北側石垣	史跡内	石垣修理		120924～	市	

(出典:『国史跡福岡城跡 保存管理計画』に加筆)

② 遺構等の状況

ア 歴史的建造物

歴史的建造物の保存整備は、昭和30年度(1955)の福岡郷土博物館建設委員会による福岡県指定有形文化財「潮見櫓」の移築や、同「福岡城大手門（下之橋御門）」の修復を端緒とし、国指定重要文化財「福岡城南丸多聞櫓」他を対象に、表2-3のとおり実施されている。

福岡城は、江戸時代後期には47以上の櫓と10を超える門を有し、九州の代表的な城郭であった。現在は、南ノ丸多聞櫓が原位置に保存され、昭和59年(1984)に祈念櫓の移築復元、平成3年(1991)に花見櫓・潮見櫓部材の買収、平成12年(2000)に下之橋御門の焼損により、平成18年(2006)～平成20年(2008)にその復元を行っている。この他、本丸表御門は、黒田家の菩提寺である博多区の崇福寺の山門として残る。

表2-3:歴史的建造物保存整備一覧

分類	建造物指定名称 分類	指定状況 (指定年月日)	建造物現況	整備実施年度	内容	
福岡城跡内に所在する建造物	福岡城 南丸多聞櫓	国指定 重要文化財 (昭和46.12.28)	現存	昭和47～ 49年	老朽化した建造物を解体し、修復。併せて石垣修復や防災設備工事。	
				平成13年度	防災設備改良工事。	
	北角櫓	未指定 (復元)	復元	昭和49年度	多聞櫓に付随する角櫓を建設。	
	潮見櫓 (伝)潮見櫓	県指定 有形文化財 (昭和27.3.29)		昭和30年度	大正時代に浜の町黒田家別邸に移築されていたものを、検察庁建設に伴い、福岡郷土博物館建設委員会が現在地に移築。	
				昭和45年度	防災設備工事。	
				昭和55年度	瓦葺替え、漆喰補修等の工事。	
	福岡城 下之橋御門 (旧称:福岡城大手門)	県指定 有形文化財 (昭和31.4.3)	現存 (二階は復元)	昭和30年度	潮見櫓移築時に、福岡郷土博物館建設委員会が修復工事。	
				昭和45年度	防災設備工事。	
				昭和57年度	土間の改修および排水設備工事。	
				平成18～ 20年度	平成12年度の焼損に伴い、二層櫓門として復元整備。	
	旧福岡城祈念櫓	県指定 有形文化財 (昭和32.8.13)	移築復元	昭和57～ 59年度	大正時代に北九州市大正寺に移築されていたものを、再移築。併せて防災設備工事。	
福岡城跡外に所在する建造物	崇福寺仏殿 (潮見櫓・花見櫓)	県指定 有形文化財 (昭和30.4.5)	部材保存 未整備	平成3年度	崇福寺に移築されていたものを平成2年度に福岡市が買い取り、解体調査。現在、部材を保管中。	
	崇福寺山門 (本丸表御門)	県指定 有形文化財 (昭和30.4.5)	部材保存 未整備	大正7年	大正7年に同寺山門として本丸表御門を払下げ。二層の櫓門。	
福岡城内に所在する他の建造物	旧母里太兵衛邸 長屋門	県指定 有形文化財 (昭和31.4.3)	移築復元	昭和39年度	昭和27年に中央区天神の母里太兵衛屋敷跡地から撤去され、舞鶴中学校に解体保存していたものを、長屋門建設委員会が現在地に移築復元。	
				昭和45年度	防災整備工事。	
				昭和52年度	土間改修および排水設備工事。	
				昭和56年度	屋根および外壁の改修工事。	
	名島門	市指定 有形文化財 (昭和53.3.30)	移築復元	昭和36年度	名島城の脇門であったと伝わる。明治期に中央区天神にあったが、戦後現在地に移され、舞鶴中学校の校門として利用。	
				昭和52年度	瓦葺替え、壁面補修等の工事。	

(出典:『国史跡福岡城跡 保存管理計画』)に一部加筆

表 2-4-1: 福岡城跡関係建造物一覧(1/2) (番号は図 2-11、図 2-12 に対応)

種類	番号	位置	城絵図・文献に残る江戸期の状況(名称・形態・用途)			発掘調査 (整備)	古写真 の有無	備考
			建造物名称(別称)	形態(※1による)	管理者(用途)(※以外は1による)			
城内 の 櫓	1	三ノ丸	御門櫓 (上ノ橋御門櫓)	1カ所、戸前2ツ	播磨殿預り (源左衛門並立花平左衛門御両家受持※2)			元文2年焼失後再建
	2		平向櫓	1カ所、戸前1ツ	—			
	3		下ノ橋御門櫓	1カ所、戸前2ツ	座敷奉行預り (屏風入※2)			
	4		潮見櫓	1カ所、戸前1ツ、2階、平附櫓有り	庭方預り	H6.3.1~20		崇福寺より平成2年度買収、県指定文化財
	5		花見櫓 (西物見櫓)	1カ所、戸前1ツ、2階、平附櫓有り	鷹方預り	H5.3.1~31		
	6		名称不明					
	7		名称不明					
城内 の 櫓	8	二ノ御丸	東御門櫓 (革櫓)	戸前3ツ、北側2階 中通り平櫓	2階1ツは武具櫓奉行預り 中通り1ツは作事奉行預り 御門櫓1ツは武具櫓奉行預り (鉄炮台木類※3)		○	
	9		炭櫓 (高矢倉) (高櫓)	戸前1ツ、2階	作事奉行預り		○	
	10· 11		平櫓	2カ所 東側戸前8ツ、南側戸前11	作事奉行預り		○	
	12		渋紙櫓					
	13	二之曲輪	萬櫓	戸前5ツ、北に2階有り、 南に附櫓有り、南の方渋紙櫓とも云	北側；能方預り (能装束入※2) 東側；作事奉行・買物奉行預り			
	14		松原櫓 (向櫓)	1カ所、戸前2ツ、平櫓	当時長崎御道具出入の節は大頭手元へ鍵受持になる 武具櫓奉行預り (長崎御番道具入※3)			文化9年建替
	15		大組櫓				○	(松木坂櫓の一部)
	16	二ノ丸	向櫓				○	
	17		松木坂櫓 (松木坂御門櫓)	3カ所、戸前5ツ、北側大組櫓とも云・南側屏風櫓とも云、南側1戸前は外に2間の雨戸有り	分間方、図形御用、武具櫓奉行・座敷奉行預り (屏風入※2)			
	18		屏風櫓				○	(松木坂櫓の一部)
	19	樹木所	桐ノ木坂櫓	戸前1ツ、平櫓	武具櫓奉行預り (鎗柄木類※3)			
	20		鉄物櫓 (金物櫓・三味線櫓)	戸前1ツ、平櫓	武具櫓奉行預り (鉄物類※3)		○	10間×5間、M35年焼失
	21		南三階櫓・南角櫓 (三階櫓)	戸前1ツ、平附櫓有り	武具櫓奉行預り (諸道具※3)			
	22	南ノ丸	平櫓	1カ所、戸前6ツ、南角櫓の続	武具櫓奉行預り			
	23		西角櫓 (南角櫓)	戸前1ツ、2階	武具櫓奉行預り (諸道具※3)	(S47)	○	重要文化財
	24		西平櫓 (多聞櫓・平櫓)	1カ所、戸前14	南の方より側筒頭 (鉄砲方) ・台所・宗旨方・御家・ 武具櫓奉行預り (数寄方受持) (新製道具類、8戸前※3)	(S47)		重要文化財
	25	本丸	北角櫓 (西角櫓)	1カ所、戸前1ツ、2階	台所預り	(S49)	○	
	26		生捕櫓	1カ所、戸前1ツ、平櫓	御家預り			
	27		御門統櫓	6カ所、戸前6ツ、平櫓、御門より東1戸前、西5戸前	御家預り			
	28		名称不明	(一層多聞櫓)				
	29		表御門櫓	1カ所、南北戸前2ツ、2階	御家預り/分間方/相受持 (御水帳2通り、絵図類入※2)			
	30		祈念櫓	1カ所、戸前2ツ、2階、平附櫓有り	御家預り (祈念御用品々入※2)	S59.2.1~6.12 (H5.3)	○	北九州市大正寺より昭和58年度買収 県指定文化財
	31		月見櫓	1カ所、戸前1ツ、2階、平附櫓有り	御家預り (御神器納※2)	H3.3.1~31		
城内 の 櫓	32	本丸	時櫓 (時計櫓・時打櫓)	1カ所、戸前1ツ、2階	御家預り	H4.3.1~31		
	33		太鼓櫓 (伊之助櫓・古時打櫓・本丸裏門櫓)	1カ所、戸前1ツ、2階	分間方 但し御図形御用受持 山本源助預り (乱冊御水帳古立具入※2)		○	
	34		裏御門櫓	1カ所、戸前1ツ、2階	同上 (乱冊御水帳古立具入※2)			
			闕所櫓					
			平櫓	1カ所、時打櫓続、戸前11、 但し南北附櫓の分とも、1戸前は麻木櫓とも云	時打櫓側より書物・御家・御用部屋・記録方・武具櫓奉行・書物方・記録方預り (書物入※2)			

表2-4-2:福岡城跡関係建造物一覧(2/2) (番号は図2-11、図2-12に対応)

種類	番号	位置	城絵図・文献に残る江戸期の状況(名称・形態・用途)			発掘調査 (整備)	古写真 の有無	備考
			建造物名称(別称)	形態(※1による)	管理者(用途)(※以外は1による)			
城内の櫓	35	武具櫓内	御門櫓	1カ所、戸前2ツ	武具櫓奉行預り			
	36		鉄砲櫓(鉄炮櫓)	1カ所、戸前1ツ、平櫓	武具櫓奉行預り			
	37		武具櫓(道具櫓・武器櫓)	戸前5ツ、戸前は東西附櫓の分とも、中通り2階	武具櫓奉行預り(2階通り; 御番具入、廊下通り; 諸道具入※3)		○	昭和20年焼失
	38		東三階櫓(南櫓)(太鼓櫓)	3階、平附櫓有り	武具櫓奉行預り(御召具入※3)		○	昭和20年焼失
	39		西三階櫓(南櫓)(槍櫓)	3階、平附櫓有り	武具櫓奉行預り(御召具入※3)		○	昭和20年焼失
	40	本丸	矢櫓					
	41		鉄御門上へ櫓(平櫓・天守櫓)(直方櫓)	戸前1ツ 中通り2階	武具櫓奉行預り(直方御道具※3)			
	42		天目櫓					
	43		長局				20間余×4間余	
	44		名称不明	(一層多聞櫓)				
城門	45	二ノ丸	名称不明	(一層多聞櫓)				
	46		名称不明	(角櫓)				
	47		名称不明	(角櫓)				
	48		名称不明	(一層多聞櫓)				
	A		上之橋御門	二階櫓門		H18.5~19.3	○	
	B		下之橋御門	二階櫓門		H17.11~18.5	○	県指定文化財
	C		追廻橋御門	平門			○	
	D	二ノ丸	水の手御門	平門				
	E		桐木坂御門	平門				
	F		松木坂御門	二階櫓門			○	
	G		扇坂御門	平門				
	H		埋門	二層			位置不明	
城内の屋敷・社	I		東御門	二階櫓門				
	J	本丸	武具櫓御門	平門?				
	K		埋門					
	L		鉄御門	不明				
	M		本丸裏御門	二階櫓門			○	
	N		本丸表御門	二階櫓門			○	県指定文化財(崇福寺山門)
	O	三ノ丸	旧大身屋敷跡					
	P		大身屋敷			H6~7, H18~25		
	Q		御鷹屋敷			S53.3~53.6		
	R		御下屋敷			H5.3		
城外の主な建造物	S	二ノ丸	二ノ丸御館					
	T	本丸	本丸御殿				○	
	U		若一王子・警固大明神					
	V		聖照権現					
	イ		上之橋				○	
	ロ	内堀	下之橋				○	
	ハ		追廻橋				○	
	ニ	中肥堀前・堀	赤坂門・赤坂御門櫓※1	1ヶ所、戸前2ツ	御家預り			
			薬院門					
			数馬門					
		その他	枠形門(東取入)				○	
			黒門(西取入)					
		外側	水ノ手御塙硝蔵※1	1カ所、戸前3ツ、2階	西1戸前は2階、置筒方御筒役受持、下、抱方、御筒役受持 中1戸前は武具櫓奉行受持 東1戸前は作事奉行受持			位置不明

三木隆行編『福岡城の櫓』1994年をもとに作成

※1:『御要害御門三ヶ所御門定、外』伊丹家資料449、福岡市総合図書館蔵

※2:『御櫓諸口預之覚』三奈木黒田家文書1945「覚」のうち、九州大学蔵

※3:『御櫓奉行預御道具入党』三奈木黒田家文書1945「覚」のうち、九州大学蔵

(出典:『国史跡福岡城跡 保存管理計画』)に一部加筆

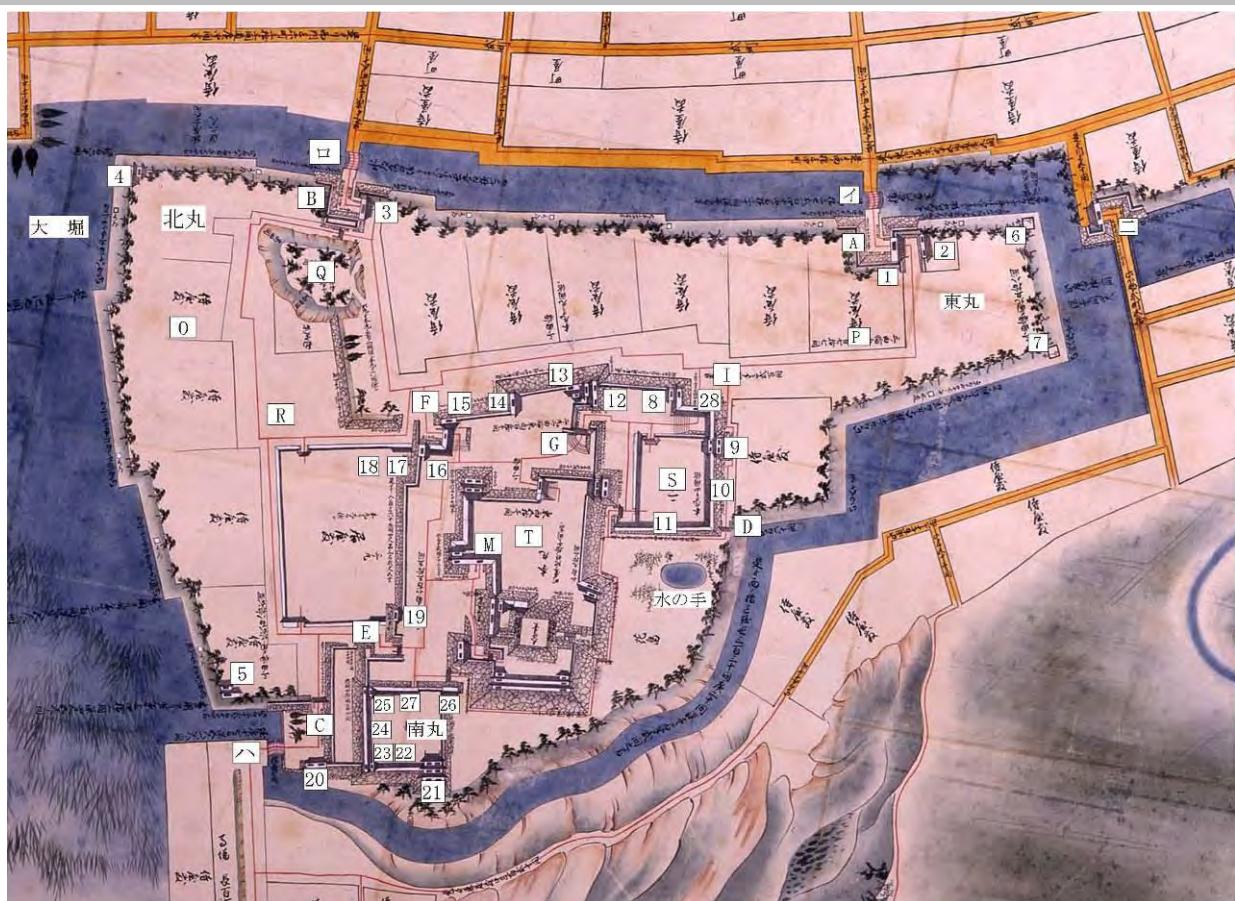


図2-11:福岡城の櫓の名称と位置（出典:『国史跡福岡城跡 保存管理計画』）

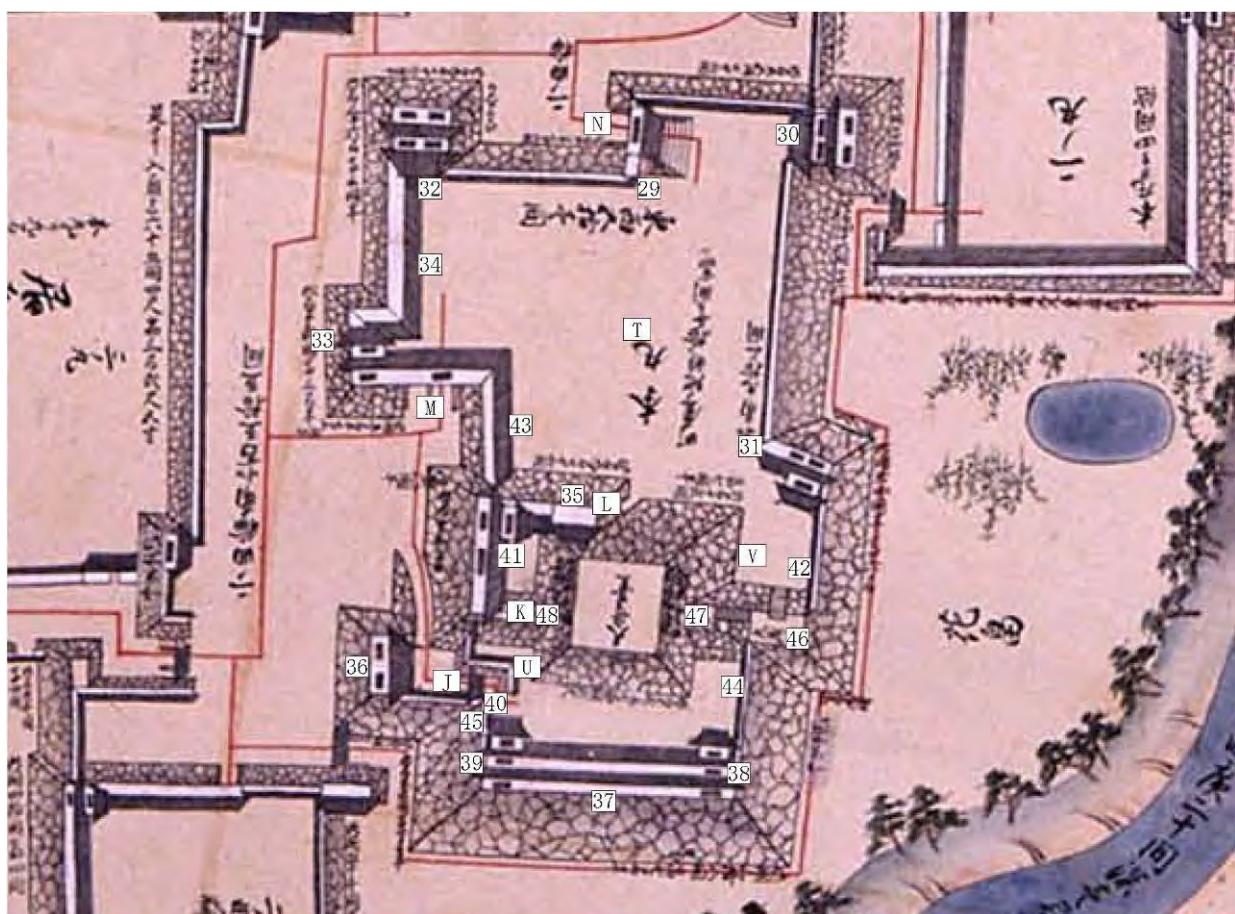


図2-12:福岡城の櫓の名称と位置(本丸部分の拡大)（出典:『国史跡福岡城跡 保存管理計画』）

[古写真に見る建造物- 明治初年ころ撮影] (出典:『国史跡福岡城跡 保存管理計画』)



写真2-1:本丸御殿(T)



写真2-2:武具櫓(37・38・39)



写真2-3:皮櫓(8)・炭櫓(9)・平櫓(10)・東御門(I)



写真2-4:上之橋御門(A)



写真2-5:松木坂御門(F)・大組櫓(15)・屏風櫓(18)



写真2-6:追廻橋(八)・鉄物櫓(20)・多聞櫓(23・24・25)



写真2-7:本丸表御門(N)



写真2-8:本丸裏御門(M)・太鼓櫓(33)

[現存または復元された櫓・門の現状] (出典:『国史跡福岡城跡 保存管理計画』)



写真2-9: 南丸多聞櫓(重要文化財)



写真2-10: 下之橋御門(県指定有形文化財)

(城下から移築された門)



写真2-11: 名島門(市指定有形文化財)



写真2-12: 祈念櫓(県指定有形文化財)



写真2-13: 旧母里太兵衛邸長屋門(県指定有形文化財)

(別の場所で保存されている櫓・門)



写真2-15: 崇福寺仏殿として使われていた潮見櫓と花見櫓(県指定有形文化財)



写真2-14: 崇福寺山門として使われている本丸表御門(県指定有形文化財)



写真2-16: (伝)潮見櫓(県指定有形文化財)

イ 石垣

福岡城の築城は、江戸城や大坂城の築城に加わった野口佐助一成が普請奉行を勤めた。現存する石垣の総延長は約 3,350m。石積みに用いた石は、主として野面の玄武岩や粗割りした花崗岩が使われており、一部は名島城や元寇防壁の石垣、あるいは市域周辺の古墳石室の石材を転用したといわれている。

石垣の様式については、「基本構想」で石材・加工方法から図 2-13 のように 4 分類している。石垣の孕み箇所や不安定な部分を対象とした改修や補強工事は、表 2-5、図 2-14 のとおり、昭和 46 年度(1971)から昭和 51 年度(1976)、および平成 17 年度(2005)、18 年度(2006)年度に、福岡市教育委員会によって行われた。しかし、舞鶴中学校東側、上之橋御門北側、鉄物櫓南側等の箇所では再び傷みが出ており、再修理が必要である。また、地下鉄建設に伴う内堀外壁石垣の調査に伴い、その一部が昭和 54 年度(1979)に保存公開されている。石垣の保存に課題がある箇所については、図 2-14 に赤丸で示している。

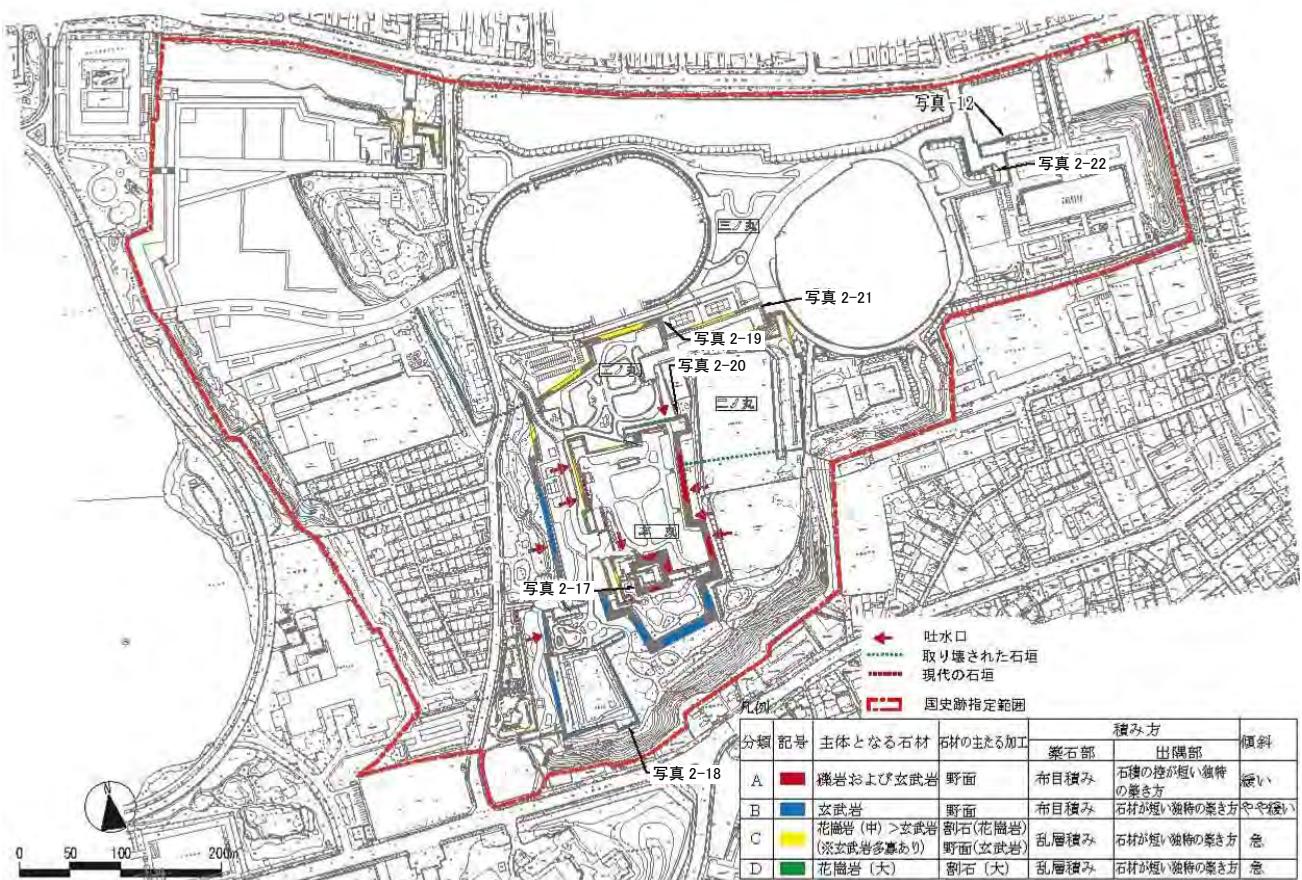


図2-13:石垣の分類図（出典:『国史跡福岡城跡 保存管理計画』）

[石垣の分類] (出典:『国史跡福岡城跡 保存管理計画』)



写真2-17:A類(天守台)



写真2-18:B類(南三階櫓跡)



写真2-19:C類(二ノ丸萬櫓跡)



写真2-20:D類(祈念櫓跡)



写真2-21:算木積み(東御門)

(修理された石垣等) - 伝統的工法による復元 -



写真2-22:上之橋御門跡の石垣

表2-5：石垣保存整備一覧

位置	保存整備箇所	実施年度	内部	写真
①	舞鶴中学校東側石垣	昭和 46・47 年度	積替えおよびグラウト工事	—
②	上之橋御門北側石垣	昭和 47 年度	積替え工事	—
③	多聞櫓西側石垣	昭和 48 年度	建造物の修復工事に併せて積替え工事	—
④	本丸御門石垣	昭和 49 年度	積替え工事	写真 2-31
⑤	城内町住宅東側石垣	昭和 49 年度	天端積替え工事	—
⑥	本丸裏御門東側石垣	昭和 49 年度	不明	—
⑦	鉄物櫓南側石垣	昭和 49 年度	積替え工事	—
⑧	生捕櫓周辺石垣	昭和 49 年度	不明	写真 2-30
⑨	追廻御門東側石垣	昭和 51 年度	積替え工事	—
⑩	堀外壁北東側石垣	昭和 54 年度	150 m ² が現状保存され、展示施設として活用。 昭和 57 年 10 月に国史跡追加指定	—
⑪	下之橋御門石垣	平成 17 年	積替え工事(伝統工法による復元工事)	—
⑫	上之橋御門南側石垣	平成 18 年	積替え工事(伝統工法による復元工事)	—
⑬	上之橋御門北側石垣	平成 24~25 年度(予定)	積替え工事(伝統工法による復元工事)	—

(出典:『国史跡福岡城跡 保存管理計画』)

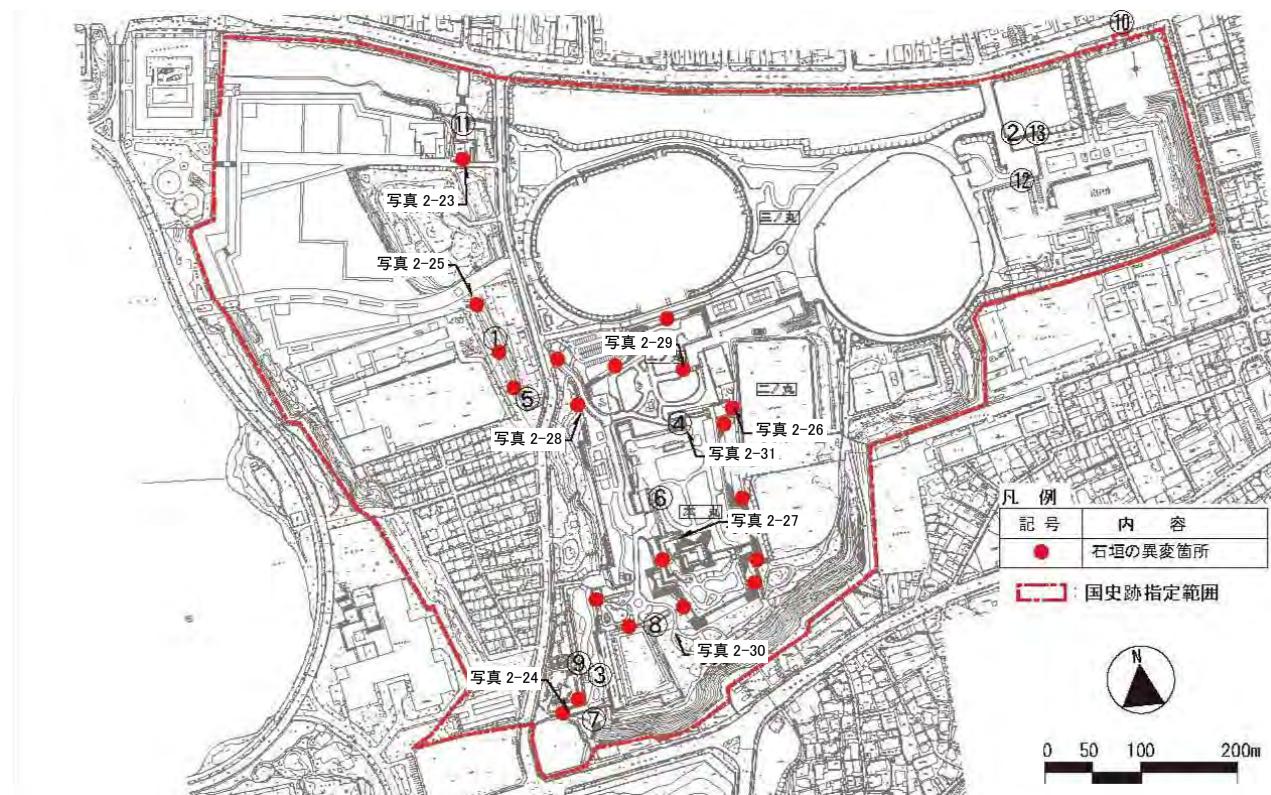


図2-14: 石垣保存整備位置図 (出典:『国史跡福岡城跡 保存管理計画』)